

令和2年第6回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年6月18日 開会

令和2年6月18日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第6回教育委員会定例会

令和2年6月18日（木）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第24号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年6月分）について
 - 報告第25号 奨学金の収納状況について
 - 報告第26号 令和2年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定について
 - 報告第27号 令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
 - 報告第28号 令和2年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について
 - 報告第29号 放課後学習の状況について
 - 報告第30号 成人年齢引下げ後の成人式対象年齢について
 - 報告第31号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）について
- 5 議案審議
 - 議案第13号 新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 後 木 満 男
主幹 媚 山 孝 裕
学校教育グループ長 西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和2年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。最初に私から1点報告させていただきます。教育委員さんには15日付で事務局からメールをさせていただきましたけれど、臨時休業を5月末まで小中学校行い、その授業時数が不足していることから、小中学校ともに協議を重ね、長期休業中の登校を決定いたしました。夏休みについては、7月17日が終業式だったものを7月31日終業式とし、夏休み期間に8日間登校するということです。そして、冬休みについては、始業式が1月15日だったものを、1月13日にして2日間短くするというので、夏休み8日間、冬休み2日間の計10日間の休みを短くすることにより、不足している授業数を解消しようと考えております。ですから、夏休みについては、8月1日から休業ということになります。なお、夏休みについては気温も高いことから、また、小学校についてはB日課という短縮日課がありまして、短縮日課で夏休み期間中を実施する。また、小学1年生については、給食を食べて下校するという対応を取っていく予定になっております。この夏休み期間の授業が増えましたので、暑さ対策として学校にどのようにすればいいかということで、現在、冷風機等がありますけれど、足りているのかどうか、子どもたちが学びやすい環境をどうすればいいのか、学校に確認を行っており対応できることから対応していくこととしています。特に2階、3階になると暑いので、そのように対応をしていきたいと思っております。このように夏休みを短縮する考えでございましたので、7月28日から31日までの母村への児童生徒の訪問については、中止するというようにしたところでございます。今後、学芸会、学校祭等については、基本的に実施するという考えです。また、例年9月4日の新十津川神社例大祭については、休業としてございましたけれど、子どもたちの獅子神楽の町内巡

行、当日剣道の大会等もできないですし、今年に限って、神社例大祭の日は登校日にするという考え方を持っております。また、今後、夏休み後の行事の変更等ですとか、あるいは今後のコロナ感染症の状況、また、インフルエンザ等の状況も考慮しながら、冬休みについては、2日間を定めていますけれど、今後においては変更もあり得るのかなと思っておりますが、今のところは2日間ということで考えております。とりわけ中学校については3年生を中心に、学習をしっかりしなければならないですし、もしかしたら冬休みについては、変更があるかもしれないですが、今のところは10日間としていることを報告に代えさせていただきます。今の件についての質疑ありますか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、3番、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告をご覧ください。5月16日から本日6月18日までの行事についてご説明申し上げます。まず5月26日、教育局と市町村、教育長などで会議を行っております新型コロナウイルス感染症対策会議ですが、3密を避けるためZ o o mによる双方向接続W e b会議ということで、いわゆる遠隔会議が初めての試みで行われております。5月27日、6月5日、6月11日に臨時校長会を開催しております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染対策についての協議や今後の学校行事の確認などを行っております。5月28日、特別支援教育関係の連携協議を目的とした特別支援教育連携会議が改善センターで行われました。会議の冒頭に久保田教育長から委員に対しまして委嘱状が交付され、会長には岩城小学校長、副会長に國行中学校長がそれぞれ再任されております。内容といたしましては、教育委員、小学校、中学校、保健福祉課で現状と課題など情報交換が行われました。続きまして、6月2日、町体育協会の役員が改選され、着任挨拶ということで新旧役員が役場に来庁され久保田教育長、後木事務局長が同席いたしました。新会長には前専務理事の谷口栄氏、その専務理事の後任に後木祥一氏に代わっております。続きまして、6月12日、第1回社会教育委員の会が改善センターで行われました。会議の冒頭に久保田教育長から委員に対しまして委嘱状が交付されております。委員長には奥芝彰子氏、副委員長には川野名秀氏が選任され、令和元年度の社会教育施設の利用状況報告、令和2年度の取組及び研修計画など協議を行っております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第24号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年6月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私から説明いたします。議案書の3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校につきましては、1年生男子が富良野市からの転入により1名増となっております。1年生は53人となっております。また、2年生男子が1名、札幌市からの転入がありました。2年生も1名増の44人となっております。小学校全体では2人増の304人となっております。中学校については、異動はございません。小中合計で464名ということで2名増となっております。以上、報告第24号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第24号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第24号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第24号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年6月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第25号奨学金の収納状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の5ページをお開き願います。年度別収納状況等の表で説明いたします。この表につきましては、奨学金の収納状況について償還の開始年度別に掲載したもので、令和2年6月1日現在の状況でございます。以上、報告第25号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号奨学金の収納状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号令和2年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。今回の奨学金の増額につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、保護者の収入の減少、あるいは学生自身がアルバイトができないというような状況から、学習また生活支援対策として追加貸付を行うものでございます。5月20日に開催された第3回の臨時議会に新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正、また補正予算を提出して可決いただいているものでございます。

増額申請は4件ございました。そのうち3件につきましては、令和2年5月から令和3年3月までの11か月分として220,000円、もう1件は令和2年6月から令和3年3月までの10か月分として200,000円を貸与することとしております。現在のところこの4件が増額の申請があつて決定をさせていただくものでございます。以上、報告第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

予算措置したときは、無記名アンケートを22人から取つて9人いたけれども、そのうち4人の申請です。今後は分からないですが、残りの方が今後申請があるのか、あるいは増額の考え方を改めたのか、その辺については分かりません。

補足説明させていただきました。報告第26号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号令和2年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第27号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の9ページをお開き願います。1としまして、申請世帯数及び児童生徒数です。(1)生活保護受給世帯、2世帯3人でございます。小学生が1人、中学生が2人でございます。(2)としまして、その他世帯、62世帯94人でございます。小学生が66人、中学生が28人。2の認定状況でございますが、別紙をお配りしております。別冊のほうもご参照いただければと思います。(1)認定世帯数及び児童生徒数は、アの要保護世帯は1世帯で1人、中学生1人です。イの準要保護世帯、44世帯69人、小学生48人、中学生21人です。ウの特別支援学級は1世帯1人、中学生1人でございます。

認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして一定基準の所得額での算定ということになっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合を1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合には不認定という基準を定めております。また、特別支援学級につきましては、倍率が2.5倍となっております。(2)の不認定世帯数及び児童生徒数でございますが、17世帯24人、小

学校18人、中学校、中学生6人ということで不認定となっております。(3)適用外世帯数及び児童生徒数でございますが、1世帯2人、小学生1人、中学生1人ということで、これは要保護世帯となります。ただし、要保護世帯におきましても修学旅行費については支給ということになっております。3の認定開始日としまして、令和2年4月1日としております。別冊の資料につきましては、個々の認定の調書でございます。それぞれ判定根拠を示すものでございますが、個人情報掲載されておりますのでのちほど回収させていただきます。以上、報告第27号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第27号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第27号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第27号令和2年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第28号令和2年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の11ページをお開き願います。12ページ、13ページの報告第28号別紙をご覧くださいと思います。援助費目と支給額につきましては、この一覧の表のとおりでございます。これにつきましては国の補助単価に基づき若干単価が変更になっております。

昨年よりも、数パーセントの上昇ということで、昨年と比べ費目、金額ともに大きな変更はございません。なお、下段の学用品等支給内訳の表につきましては、年3回の支給となっております。各期の支給額を表したものでございます。以上、報告第28号の内容の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告28号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第28号令和2年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第29号放課後学習の状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の14ページをお開き願います。令和元年度新中放課後学習サポートの出席状況の表をご覧いただきたいと思っております。放課後学習につきましては、平成29年から導入しております。毎週月曜日を部活動の休業日と位置付けまして、その時間帯を利用して学習の機会を設けております。これによりまして、学習の習慣づけにつなげていくということを目的としております。令和元年度の実施回数、1番下段になりますが、延べ21回で243人、1回当たりの出席状況は出席者を回数で割りまして、1年生が4.2人、2年生が4.4人、3年生が3.0人ということで、3学年合わせまして1回当たり11.6人の生徒が参加している状況で、前年に比べて減少しているという状況でございます。減少の要因といたしましては、1月から3月、平成30年度は87人おりましたが、令和元年度は31人ということで、ここだけでマイナス56人と大きく、大きく減少しております。これにつきましては、インフルエンザと3月のコロナウイルスの影響がございまして、このような減少の数値となっております。また、コミュニティ・スクールにおける家庭学習の強化習慣の取組、また学校においても家庭学習プリントを配付するなどしてございまして、自宅での、自学学習への移行の影響もあるというふうに考えております。以上、報告第29号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第29号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第29号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第29号放課後学習の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第30号成人年齢引下げ後の成人式対象年齢について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の16ページをお開き願います。まず要旨でございますが、平成30年6月に民法の一部改正によりまして、令和4年4月1日から民法の定める成人年齢が18歳に引き下げられることになりました。令和4年度からの成人式の取扱いにつきましては各自治体の判断にゆだねられるということになります。このことから、教育委員会と

いたしましては、令和4年度に18歳に到達する方へのアンケートを実施したところでございます。対象は令和2年3月に卒業の中学3年生と保護者を対象としまして成人式を希望する対象年齢についてアンケート調査を行ったものです。調査の結果は2にございますが、成人式の対象年齢について、20歳を希望するという人が90%となっており大半を占める結果となっております。20歳を希望する理由としましては、18歳ではやはり大学受験、就職活動の中で時間的、精神的にも余裕がないという意見が多くあったところでございます。併せて3としまして全国調査結果についても説明いたします。少し古いのですが、令和元年6月に法務省に設置されました成人式の時期や在り方に関する分科会における自治体調査では、1,037の自治体から回答がありました。970の自治体が検討中または検討していないと当時は回答しております。本町においてもこの時点では検討中ということで回答しております。令和4年4月以降の成人式の対象年齢を決定している自治体はその時点で67自治体、そのうち61自治体、91%が現行と同じ20歳で成人式を行うことを決定しているという調査結果でございました。今後、町としましては、アンケート結果を尊重しつつ、社会教育委員、教育委員さんに意見を伺った上で、本年9月までに令和4年度以降の成人式の方針を決定したいというふうに考えております。また、この決定の周知につきましては、本年度、成人式のお知らせを広報8月号で行うこととしておりますので、これに合わせて令和4年度以降の成人式についても周知をしたいと考えております。以上、報告第30号の内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

補足説明として、過日開催された社会教育委員の会での意見について報告をお願いします。

◎後木事務局長

先般、社会教育委員の会でもこの内容について提案をさせていただきました。社会教育委員の皆さんは、20歳での成人式、成人を祝う会といった形がよろしいという結論をいただいたところでございます。以上です。

◎久保田教育長

今ほど事務局より説明が終わりました。質疑、意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎荒山委員

今までどおりでいいと思ひます。90%の意見がありますので。

◎久保田教育長

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

◎近藤委員

私もいいと思ひます。

◎松倉委員

そうですね。

◎新田委員

私もいいと思います。

◎久保田教育長

それでは、報告第30号ということで、成人年齢引下げ後の成人式対象年齢についてアンケート結果等説明し、教育委員の意見としては満場一致で20歳のときに成人を祝う会を行うということでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、異議なしと認めます。したがって、報告第30号成人年齢引下げ後の成人式対象年齢については20歳のときに行うということで報告のとおり了承されました。続きまして、報告第31号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第5号)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の18ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして19、20ページをお開き願います。まず10款教育費、既定額523,973,000円、補正額4,530,000円の増額、補正後の計は528,503,000円でございます。今回の補正予算でございますが、小中学校の新型コロナウイルス感染予防対策及びG I G Aスクール構想に係わる増額補正、また開拓記念館の修繕、図書館の新型コロナウイルス感染予防対策に係わる増額の補正予算でございます。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染対策に係る事業につきましては、地方創生臨時交付金を充当するという事となっております。まず2項の小学校費、1目学校管理費について説明をいたします。説明欄の8番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業911,000円ですが、感染予防対策として消毒液、ポリエチレンの手袋、あるいは体温計の購入など消耗品の購入経費、また、水飲み場やトイレなどの蛇口を接触面積の少ないレバー式に交換するための修繕料を計上しております。次に2目教育振興費、説明欄の7番、小学校修学旅行保護者負担軽減事業336,000円は、新型コロナウイルス感染対策として、修学旅行を秋に延期することといたしております。延期することで生じる旅行代金の増加分、また、密を避けるための貸し切りバスの追加など、増加経費について学校に助成し保護者負担を軽減するという事としております。続いて8番、小学校G I G Aスクール構想事業390,000円でございますが、国が進めるG I G Aスクール構想を推進するにあたりまして、小中学校の端末整備に向け、学校あるいはパソコンの業者等と協議しまして機種選定を進めることとなります。そのために会計年度任用職員を1人雇用するための報酬を計上しております。

また、今後の学校休業等に備えまして、学校のパソコン機器を用いてオンライン授業を行うための設定の作業あるいは実地研修、マニュアルの作成など、委託業務としての費用を計上いたしております。次に3項中学校費、1目学校管理費、6番の中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業148,000円の増額でございますが、小学校と同様に感染予防対策として消毒液、ポリエチレン手袋、体温計などの消耗品の購入予算を計上しております。2目教育振興費、6番、中学校修学旅行保護者負担軽減事業912,000円は、これも小学校と同様に修学旅行を秋に延期することで生じる旅行代金の増加分、蜜

を避けるための貸し切りバスの追加、また、中学校においては本州に行くということで航空代金の増加経費を助成するというもので、少し金額が大きくなっております。これにより保護者負担を軽減するというものでございます。21ページ、22ページをお開きください。7番、中学校G I G Aスクール構想事業220,000円。これも小学校と同様に学校休業に備えるためにオンライン授業を行うための設定、実地研修、マニュアル作成等の委託料を計上いたしております。次に4項社会教育費、3目開拓記念館費、1番の開拓記念館管理運営事業495,000円でございますが、屋上北西部の水を抜くドレンが破損いたしまして水漏れが起こっております。このことから修繕費用を計上いたしました。

4目図書館費、5番図書館新型コロナウイルス感染症予防対策事業1,118,000円は、図書館の蔵書を殺菌、消毒するための図書消毒機1台の購入費を計上いたしております。

内容の説明は以上でございますが、この補正予算につきましては、今月5日の町議会第2回定例会に提出いたしまして議決をいただいておりますことを申し添えさせていただきます、以上、報告第31号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第31号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

修学旅行は道民割というのは利用できないのでしょうか。なかなか修学旅行には対象にしづらいとは思いますが。

◎後木事務局長

まだ、どのような事業に使えるかという詳細な部分まで把握していないものですから、使えるということであれば使いたいと思いますが、なかなか大きな団体旅行、学校などは難しいのかということで考えております。

◎久保田教育長

修学旅行の財源は、コロナ対策で国の臨時交付金となっております。

コロナの影響で延期が余儀なくされたので、その対策と費用については、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金726,000円で財源をみています。

◎後木事務局長

元々予算を見ていた部分については確認が必要だと思います。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。その他の部分については、事務局で確認してください。

◎荒山委員

この地方創生臨時交付金は、町の人口に対し、教育関係に割振りしていくのですか。

◎後木事務局長

人口規模に応じて算定されるのですが、その財源を新型コロナの対策として充てましようということになっております。今回、2次補正がございましたので、それについても充てられるため活用できる事業があれば、本町でも補正を組んで財源として使うという

ような流れになると思います。2次につきましても大きな金額になりそうだという情報はきいております。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第31号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第31号令和2年度新十津川町一般会計補正予算(第5号)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第13号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の24ページをお開き願います。学校運営協議会につきましては、学校の運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関として法に基づいて設置しております。まず下段、提案理由でございますが、新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項及び第2項の規定により委員を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。委嘱しようとする者としては、表をごらんください。氏名と職名のみ申し上げます。新居剛紀、新十津川小学校PTA会長、及川純代、新十津川中学校PTA会長、大窪敏文、文京区長、出村健司、花月区長、笠井正憲、新十津川町青少年健全育成町民会議代表、川野名秀、新十津川町社会教育委員の会委員、廣田あゆみ、新十津川町民生児童委員協議会主任児童委員、中川悦郎、新十津川町安全・安心推進協会副会長、酒井雅彦、保健福祉課子育て支援アドバイザー、西川雅浩、新十津川中学校前PTA会長の14人でございます。2としまして、任期は、令和2年6月22日から令和3年3月31日まででございます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第13号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人